

事務事業調整報告資料

平成 1 6 年 5 月

鹿児島地区合併協議会

(様式5)

事務事業調整報告資料

協定項目名	事務事業名	鹿児吉田桜島喜入松元郡山					区分	経過	具体的な調整内容
(10) 町名・字名の取扱い 【建設専門部会】	1 町名・字名の取扱い						B		別紙「事務事業調整報告附属資料」のとおり
(15) 国民健康保険事業の取扱い 【市民専門部会】	1 1 国保診療施設事業	x	x		x	x	C		桜島町の国保診療施設事業は平成15年度で廃止し、旧西道診療所は、16年度から普通財産とし、地域の医療施設として医療法人に無償貸与している。
(27) 高齢者福祉事業 【健康福祉専門部会】	3 0 心をつなぐ訪問給食事業						B		<p>1 鹿児島市の制度は、次のとおり見直すものとする。 現在の昼食の配食に加え、夕食も配食する。 夕食の対象者は、現在、週6回昼食の配食を受けている者で、夕食も週6回必要とする者とする。 利用料は、1食あたり200円とする。 見直し後の制度は、平成16年7月1日から実施する。</p> <p>2 5町で実施している事業については、平成16年度は現行どおりとし、平成17年4月1日から見直し後の鹿児島市の制度に統合する。</p>
(28) 障害者福祉事業 【健康福祉専門部会】	2 3 ゆうあい訪問給食事業						B		<p>1 鹿児島市の制度は、次のとおり見直すものとする。 現在の昼食の配食に加え、夕食も配食する。 夕食の対象者は、現在、週6回昼食の配食を受けている者で、夕食も週6回必要とする者とする。 利用料は、1食あたり200円とする。 見直し後の制度は、平成16年7月1日から実施する。</p> <p>2 5町で実施している事業については、平成16年度は現行どおりとし、平成17年4月1日から見直し後の鹿児島市の制度に統合する。</p>

(注1) 該当する事務事業を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。

(注2) 区分欄には調整方針の区分を表示。(A:現行どおり、B:一元化、C:廃止)

(注3) 経過欄には調整方針で経過措置を講じた場合に 印を表示。